

特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の取組の進め方に関する住民説明会

- 1 日 時 令和4年6月1日(水) 13:00~14:20
- 2 場 所 大利根文化・学習センター 多目的ホール(埼玉県加須市)
- 3 出席者(町側) 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、館下教育長、中野住民生活課長、高橋健康福祉課長、中里戸籍税務課長、橋本秘書広報課長、横山復興推進課長、相楽農業振興課長、藤本建設課長、佐藤建設課支援員
出席者(国・県側) 辻本原子力災害現地対策本部副本部長、黒田原子力災害現地対策本部総括・広報班長、高砂内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官、田中内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官補佐、竹内復興庁原子力災害復興班参事官補佐、須賀福島地方環境事務所環境再生課課長、栗栖福島地方環境事務所管理課課長、根本福島地方環境事務所県中県南支所富岡分室専門官、新妻福島県避難地域復興課課長、平野福島地方環境事務所環境再生課調査員、早川内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官補佐

- 4 町民出席者 22人

5 町長あいさつ(伊澤町長)

皆さんこんにちは、長期にわたる避難生活大変お疲れ様です。本日は、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の進め方に関する住民説明会の案内をしましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。さて午前の部では特定復興再生拠点区域の避難指示解除についてご意見をいただきましたが、午後の部では特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域に関しての取組の進め方についてご説明させていただきます。国では、令和3年8月に特定復興再生拠点区域外への帰還、居住に向けた避難指示解除に関する考え方を決定し、2020年代をかけて帰還意向のある町民の皆さんが帰還できるよう、帰還意向を丁寧に把握して特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の避難指示解除の取組を進めていく事としております。本日は国から町民の皆さんへ今後の特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組などについてご説明させていただきます。この住民説明会後に対象となる世帯の皆様には帰還のご意向をお伺いする意向確認を行わせていただくこととなりますが、今回の説明会ではその前に町民の皆さんからご質問やご意見を伺いたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

6 国からのあいさつ(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

現地対策本部の辻本でございます。午前引き続きまして午後もお時間いただきまして

誠にありがとうございます。また、改めまして、双葉町住民の皆様にも多大なるご負担、ご迷惑、ご苦勞をおかけしている事をお詫び申し上げます。先程、町長からお話しをいただきましたけれども、午後の部は特定復興再生拠点外についての避難指示解除に向けた方針について説明をさせていただきたいと思っております。本日で双葉町の住民説明会は10カ所目でございますけれども、これまでも多くのご指摘をいただいております。そこにつきましても途中で触れさせてもらうことあるかと思いますが、いろんなご心配、ご不安がある、というのを承知をしております。その上で、双葉町の復興に向けて、双葉町全体としてどういうふうに避難指示解除を進めていくのかということについて、住民の皆様から忌憚ないご意見、ご質問いただければというふうに思います。本日はよろしく願います。

7 説明（内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官）

○特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた今後の進め方について

8 質疑応答

■（町民：男性 下長塚行政区）

安全に関しまして。あの今回復興再生拠点外の帰宅困難区域ですね、除染ということを知りたいと思います。除染した場合、除染をしたということで、なんていうんですか。帰宅困難区域というのは20（mSv）を超える可能性があるという事という考えなんですか。そのあたりの見識ってのはどうなんですか？

（原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長）

解除に向けては、午前の説明会でも少し触れさせて頂きましたけれども、3要件ございます。1つ目の要件として、20mSv/yを下回ること、というのがございます。解除に向けてはそれを下回るように、生活圏の除染をしっかり行っていくと、そういう形になります。もちろんその線量については確認をして必要な対策等を講じていくという事になります。

（町民：男性 下長塚行政区）

町民からの意向はいいんですが、場所によってはやっぱり上回る可能性もあるとそういう事も考えられると思うんですけど、そういった場合は除染をして、そういう形で連絡くれるんですか。

（原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長）

現在の特定復興拠点の中でも線量の高い場所はございます。その中でどういった対策を講じられるかというのを、しっかりと除染範囲を決めながら、必要に応じてホットスポットがあればフォローアップの除染を含めて追加の対策をしていくと。それで線量低減をしつ

かりと対策を行っていくと。また、これまでは町で放射線等検証委員会を開いていただいております、今回の取組では、まだ決まった事ではないと承知しておりますけども、専門家、第三者の検証等も行われるのではないかと考えています。このあたりもしっかりと私達も町執行部とよく相談させて頂いて、線量対策を講じられればということ、あらゆる観点からチェックするという事を考えております。

(町民：男性 下長塚行政区)

ちなみに、たとえばですね、今の、要するに管理される特定復興再生拠点区域がありますね。そこからかなり奥まった所に一切の自宅があるわけですね。途中道路というかそういう所を通過しなくちゃならないですね。その場合かなりの広範囲な除染というかそういうのが必要になると思うんですがそういった場合の検討というのはいいがなものですか。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

ありがとうございます。途中の説明にもございました通り、道路、アクセス道路については生活圏として必要な場所でございます。そういった道路も含めてですね、しっかりと除染をしていくと、それで、解除に向けて進めていくと。そういう事になります。

(町民：男性 下長塚行政区)

ですからその途中でですね、高い所、そういう所(道路)はそういう(線量が高い)場合もあると思います。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

確認をして、しっかり対策を講じていくと、そういう方針でございます。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

よく通られる道路についてはですね、しっかり線量を下げられるようになると思います。もし下がらなければ何度でもやると。そういう方針でございます。

■ (町民：男性 山田行政区)

今、●●に行つて農業やってるんだけど、●●の土あんまよくねえんだよな。火山灰土で。それで、双葉町は結構いいんだよ。それで入る時に今双葉の田んぼは、五反分ぐらいは草刈りに行つてるのね。道路も整理してあんだけど。ま、普通じゃないよね。それで今除染なんては一反、一反分10アール大体どのくらいかかるんですか、除染は、金額。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

金額は、線量とか範囲によって変わってきますので。

(町民：男性 山田行政区)

平均で。

(福島地方環境事務所 須賀環境再生課長)

環境省福島地方環境事務所の須賀と申します。除染の費用ですけども、今ちょっと手元に資料ありませんので、確認して後日回答でもよろしいでしょうか。

(町民：男性 山田行政区)

はい。いいですよ。はい。それで放射能って俺は有機やってんだ、●●でも有機やってんだけども。それで放射能消すにはやっぱり微生物以外ないと思います。土表面取っちゃったら土が無くなっちゃうんだよね。で土地改良にちょっとアンケートで出したらば測って貰えましたから、今の田んぼで高い所で 28,000Bq、15cm 位。表面全部取っちゃったら、土がなくなってしまったから。それで今微生物培養して、今からするんだけども、それを散布してどのくらいするかちょっとやってみたいのね。微生物以外ないと思う。てか、あの私も高額な金額かかっているからね。その辺どうですか。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

農地については、これまでの除染行為でも、どうしても線量を下げることが目的としてやっている観点から、地力が落ちるとかですね、そういう事がありますので、その後土地改良、あるいはその農地の地力回復に向けた取組も進めております。今の微生物の話についてはちょっと詳細私ども十分に理解しているところではございませんので、ちょっとお話をまたお伺いさせていただきながら、一般的にセシウムについて、微生物による分解というのは承知してないものですから、またお話をお伺いできればと思っております。

(町民：男性 山田行政区)

俺、今 70 だからあと 10 年間も動けるか分かんない。ま、なるべく早く、早くって言うか。これもアンケートはやってるけれども、基本的に学校で、学校に草刈るやつあんのね。それなんかを例にして貰えばいいかなと思って。どんな木でもそのくらいの木はみんな粉々にしちゃうから。このくらいの木なんかは全部粉々にすっから。それで、えー、今どこの会社がやってんだか、前は●●●●だと思ったな、やってたのは。●●●●にもやっぱりそういう機具、機械があるっていうからちょっと聞いたのね。そのへんいいっていうんであれば俺もなるべく自分の敷地ぐらいはやりたい。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

ありがとうございます。またちょっと詳しく教えて頂ければと思いますので、よろしくお

願い致します。ありがとうございました。

■（町民：男性 新山行政区）

ちょっとお伺いしたいです。除染について聞きたいんですけど、除染について。これ除染って1回すればよろしいんですか。

（内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官）

線量が下がれば1回で大丈夫ですけれども、下がらない場合は2回、3回…

（町民：男性 新山行政区）

で、先程も、前にも言ったんだけど、（放射性物質の）放出止まってないよね。だからまだ戻れない人多いよね。その繰り返したと思うんだけど。

（内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官）

そういう事にはならないようにさせていただいていますけれども…

（町民：男性 新山行政区）

ならないんですか。

（福島地方環境事務所 須賀環境再生課長）

環境省の須賀です。除染ですけれども宅地とかですね、農地とかによってそもそも変わりますけれども、建物もありますけれども、拭き取りですとか、あと土地ですと、先程も話がありましたけれども、土地の地面の表面に汚染物とかですね、場所によってそこは違いますけれども、基本的に放射性物質があるということなので、これは除去するというで先程バックホウの話ありましたけれども、バックホウで削り取ったりですね、人力で削り取って、そこを覆土するというやり方でやっております。除去すればですね、その部分にあった放射性物を取り除かれますので、そこでそのもう一度出てくるということにはございません。ただですね、そのあと他の所から再汚染がないかどうかということもご心配かと思えます。そういうことで除染の直前直後にモニタリングした後、半年以上経った後に事後モニタリングということで確認をさせていただいております。そこで除染の効果が維持されているかどうかを確認しております。双葉町で言いますと昨年度実施しまして、今年度も予定しております。またそれ以外にも住民の方で測定されてたりですとか、他のケースで測定されるケース、あるいはお問い合わせいただければ環境省の方でも一緒に行って測定させていただいたりします。そういったところで仮にそういったものが見つければ、責任をもって対応したいということになります。

(町民；男性 新山行政区)

放射能って先程言ったようにね、家とかそういうものに1回除染すれば下がるって。下がるってつってもね。不思議だよな。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

第一原発については、黒田から午前中も申し上げましたが、しっかり敷地の境界をモニタリングしていますので、新たにその出てくるということは考えにくいかなと。

(町民；男性 新山行政区)

線量って空間線量ですよな。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

はい。

(町民；男性 新山行政区)

ね、あの土から何cmとかそういうのは測ってないよな。土壌から。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

補足させていただきます。原子力発電所の敷地周辺のところは、粉塵ダストのモニタリングもやっております。そういった意味ではこれまでの初期段階では土埃によって舞い上がるということもありましたけども、現在は敷地内の対策も、しっかりと講じており、廃炉作業を進めるにあたって、しっかりと粉塵が飛ばないように対策を講じておりますので、現時点でモニタリングなどもやっておりますけれども、その値の変化はないということから、現状では維持されていると思っています。除染につきましては例えば、土砂災害、土砂災害という言い過ぎですけども、山の上から流れてくるというケースもあるかと思っておりますけれども、先程環境省からの説明のように事後モニタリングなどでちゃんとフォローをして、しっかりと対策が講じられていることを確認するという事で放射線量の低減が継続していくという事になろうかと思えます。

(町民；男性 新山行政区)

対策だっていうけど、どういう事。大丈夫、大丈夫って言うけどさ。具体的に俺たちは分からないわけでしょ。繰り返し示さず数値にはなんだかさ、はっきり言って信用できないだよな。双葉町がするならともかくさ。それであとね、話違うんだけど。第一原発内での廃炉作業をしている人が結構被ばくしてね、亡くなっている方いますよな。あそこも安全でしょ。建屋内もまた何 m っていう納屋の、普通のね。素の足で通れますよとか言ってる割にはね、そういう話を聞くんだけど。そういう情報ってね、なんにせよ大熊町、双葉町なん

だけでも。そういうの入らないね、まあもっともね、嫌な情報は入れないもんね。いいことばかりだもんね。それからね、1つこれ思ったのがその帰りたいていう人が最優先っていうんだけど、帰りたくない人の場合はどうするの。個人の諸事情とかさ、個人の考えとかなんかいろいろあると思うけれども、でもこっちに移住したい、移住っていうかね移住せざるを得ないじゃないですか、そういう人の支援とかなんかっていうのは考えてないのかね。東電はもうとっくにね、賠償は終わりましたって言ってますよ。だって解除してないのにね、賠償が終わるわけないでしょ。そういうことを先ね、その復興もいいんだけど、本当にね放射能がなくて住めるんだったら、自ら引っ越しますよ皆。個人個人が。それは多少はね、支援は必要かもしれないですけども、そういう事に対してやるべき事があるのは俺の考えではちょっと順番違うじゃないかなって思ってますよ。だって仕事場荒れてんですよ。だから前の町政懇談会でも町長に話したけど、土地代払えないですよ。無職ですから。年金だって低いですしね。まあ個人的なことですけども。やっぱりそういうふうのをね、もうちょっと国が、復興もいいですよ、それは。だから本当にね、放射能が低くなって安心安全で皆がね、住めるような町なら黙って帰りますよ。喜んで。だからその前にやるべきことが自分としてはあるんじゃないかなと思うんですよ。ここに加須にもね、400人近く双葉町民は住んでますけど、本当に生活に困ってる方もいますよ。そういう事をやっぱりね、復興でお金使うのもいいんですけども、もうちょっとやっぱりね、避難先にどういう状況で生活してるとか、そのへん把握しないと。そういう自分を含めてね、避難生活あれだけど、加須市に住んでる方で高齢者が多いんですよ。昔の人ですから、我慢強いんですよ。何のために、自分の為に我慢するんならいいんですけど、原発事故で我慢する必要がないと思うんですけど俺はね。そういうところの方にも目を向けていただいて、話を聞いて何も金くれ言うんじゃないくもうちょっと支援、いろんな方向で支援ができると思うんですよ。それからね、復興の事考えたらいい。ね、除染の問題だって、本当にたちごっこだと思うんだけどね、自分としてはね。だって止まってないんだもんね。何度も言うようだけど。ですから支援の方ももうちょっと考えてほしいと思います。よろしくお願い致します。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

ご指摘ありがとうございます。まず最初に信用できないと言う、いろいろな説明会でも我々その声を受けています。国、東電、信用できない。そのお気持ちはそういう事なのだろうと思います。除染に関して我々がいくら言葉で言ってもそこは信用されなければ、と思えますので、モニタリングの数値とかですね、敷地境界の数値これ全てオープンにしていますので、そこでまず事実として見ていただくように、これからはしっかりしていきたいと思えます。あともう1つこれも正直言われました、帰りたくても帰れないという現実を分かっているのか、国の間人は、という声であります。各地におられるのは高齢者の方が多いというように伺いました。他のところでもそうでありました。大熊でも富岡でも浪江でも葛尾でも飯館もそうでしたけれども、まさにそういう声を聞いております。もちろん今回の説明会

の中で、ご帰還される方という事で説明をさせていただきましたけども、帰りたくても帰れない方々へのケアをどうするのか、特に高齢の方々への医療介護を含めてケアをどうしていくのかというところかと思えます。詳細は割愛しますが、医療費についてはまだ減免含めて続いていきますし、いろいろな形での支援措置についてもしっかりと国として取り組んでいきたいと思えます。それでもなお我々の足りないところはあるかと思えます。今日のような機会もそうですし、いろいろな所でご意見をいただきながらそういうところに我々が気付かない、目が及んでいない足りない部分があるかと思えますのでしっかりと対応していきたいという風に思えます。

(町民：男性 新山行政区)

いろんなその問題があると思うんですけども、それをやっぱり行政に上げるのはもちろんね、手順としてはそうなんですけども、行政としては国に対してあんまり言いつらいと思うんで、本来でしたら本当にもう生活してる住民の声を取り上げてもらいたいんですよ。まあ、もちろん国としてはね、行政を通してというのが本筋でしょうけども、やっぱり行政はちょっと気遣ってるんじゃないのかなって思って、あんまりね、その個人的な情報で、だからそういうことはできないんですかね。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

今日の場合も1つのその機会でありまして、例えば行政区単位での説明会も、よろしければ我々も参加させていただいて、車座的にお話を伺うとかそういう機会は是非やらせていただければと思います。あともう1点、行政が遠慮しているのではないか、町が遠慮しているのではないかとのお声がございまして、すいませんあんまり遠慮されていないと思えます。相当厳しい声を常にいただいておりますし、そこはそんなに遠慮されている雰囲気はほとんどございませぬので、厳しい声もたくさんいただいております。

■ (町民：男性 郡山行政区)

はい、あのこれは午前中の話、区域の中での経緯の設定。まずね、中野課長に聞きたいんですけど、この本これ飾りではないんですね、これ皆見て、これ、この色覚えてて、色覚えておいてね。この本は書かれてないのね。事故時にこれを使うべきだったの。そのために用意した。平成13年に改訂して双葉町にあったんだ。で、これを使わないリスクが町にはないわけですよ。その後、今前段に座ってる国の連中が言ってるのは事故後のこと言ってるわけですよ。それは不遑及の原則に反することで、国が言ってる今、でたらめなことをいっぱい述べてるけど、事故時のこれが双葉町にとっての憲法であり法律なんです。その28ページに書いてあるのは、ね、合同対策協議会の役割という事で、合同対策協議会の役割が明記されてるんですよ。緊急時対応方針決定会議に使ったんですよ。それが合同対策協議会というのがあって、緊急事態対応方針決定会議では翌年開示とか避難の決定及び解除となっ

ておりますね、それからヨウ素剤服用の指示の決定、飲食物摂取制限の決定及び解除、事故収束のために取るべき対応措置、緊急事態解除宣言を出すべきとの指針、その他現地対策本部長が必要と認めた事項、これが緊急事態対応方針決定会議の場なんですね。そのあと全体会議では緊急事態対応方針決定会議の行政区等の連絡、緊急事態対応方針部の指針、緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有、情報の共有は一切してませんからね。国は情報をうんと隠してましたから。放射線モニタリング状況及び予測の報告、予測ですからね、結果報告じゃないですよ。プラント状況及び予測の報告。プレス広報内容の確認。プレスって言うのは現地対策本部のプレス部分があって国と、いわゆる本部ね、安全・保安院の本部と、内閣じゃない、官邸じゃないですよ、官邸の報告、記者会見とか、そういうのされてないんだから。そこと現地における合同対策本部の中の広報班というのがあってそこで広報内容を確認して広報していただく。町民広報の内容の確認、県、町等からの要望の取りまとめ。その他現地対策本部長が必要と認めた事項の協議報告。これやってっか。これやらなければならないことだぞ。町の憲法なんですよ、原発事故起こした時の。双葉町地域防災計画第5条、双葉町地域防災計画、原子力災害対策計画だからこのひな壇にいる国の連中はその後の連中だ。事故時はやっぱり町が主体となってこれを実施しなければならない。国と双葉町と。合同対策協議会っていうのは実際我々参加させちゃいけないから、今この人達、合同対策協議会に現地対策本部なんて語ってるけど、ただ語ってるだけなんですよ。実態はないわけよ。ましてや内閣府、なんとかんとかっていうの幽霊組織だからないんですよ、これ。そんなのここに書いてない。薄いけど非常に中身が濃い。これやらないで避難指示解除なんかできっこねえど。こんなもの言うこと聞いてたらどこまでも町民バカにされてしまう。まずこれやることじゃないのか。なぜやれなかったのか。なぜやらなかったのか。なぜ参集の装置のボタンを押されなかったのか。この解明次第だ、当時の原子力安全・保安院の第一原子力保安検査官事務所長の責任。そこにいた原子力防災専門官の責任。これが追及されない限りは事故は終わりにいかないんですよ。だからさっき言った事故収束宣言っていうのは嘘だと。こういうことも踏まえて私は24年の3月7日に現地に検査に一応確認なんだけど、検査に入るって覚悟で通告して、双葉町災害対策本部本部長が検査に入るって通告して、検査に入ったんですよ、そこで事故の収束確認したら、してません。してませんって言うから検査調書も見ることができなかった。検査員は誰がやったのか、いつ、どこで、誰がやったのか、その写真を出せっていう事もできなかった。してません。ただ、してませんの中で内閣総理大臣がまるっきり嘘をついてた。だから、もししてたとしたらば、これは実際の証拠で出してもらわなくちゃ。東電は私の時に、その時は、東電はありませんでした。まだ事故収束もしてないのに避難解除なんかできっこないよ。まだまだ我々は避難中。事故の被害者なんですよ。賠償を請求する権限者なんです。要するに債務者は国、東電。そして双葉町町民は債権者なんですよ。債権、権利、だから全然立場が違うんだ。権限持ってるわけだ、請求権。あんた方は支払う義務がある債務者なんだ。それが例えば田中俊一が何を言ってきたって、田中俊一が伊達で使ったパワーポイントの中で、最後の方に JCO 事故では 1mSv/y が上限で

したって語ってあるんですよ。双葉町の放射線の審議会長だかなんだかわかんないけど、彼がその前に伊達市でやったパワーポイントに1mSv/y、JCO事故、あのJCO事故の反省から現在の茨城県は1mSv/y以上の人は無償で医療の検査できるようになってるんですよ、今もやってるんです。今双葉町それ目指してますか。1mSv/y以上の人は無償で医療検査受けることになってるんですよ。これだけ権利を妨害されて、嘘をつかれて避難指示解除の話なんかできるわけじゃないじゃないですか。どうです反論できますか、国は。やることもやらないで、さらに嘘の上塗りをして騙そうとしてるんです、国は。私はちゃんと調べてるから騙されるわけにいかない。茨城県庁にも行ってますよ。東海村にも行ってますよ。長崎にも行ってますし、ウクライナにも行ってます。ビキニ環礁の島にも行ってます。全部、現地確認取ってます。全部証拠持ってますよ。放射能なんて簡単に片づけられませんし、今でも敷地から外に出ていますよ放射能。時々行くけども線量の変化ありますから。風向きによって。あの風向きで線量計で測ったことあるんですか国の人現地。出てませんなんて言ってるけど。敷地から飛んでませんなんて。敷地から遠い所にいて線量計が上下するんですよ、風向きが。もういい加減にしないで、嘘つくのは。ついでにこれ目にしてるかもしれないけど、我々私たちが、福島県原子力広報協会が発出してるアトムニュースのフロップなんですよ。その中にちゃんと1mSv/yってちゃんと明記してますよ。それは、これは福島県が発行している防災のしおり、原子力発電所の緊急時に地域の皆さんが取るべき行動など大切な事柄が書かれています。目につくところに保管し、いざという場合に活用してくださいって福島県の原子力安全グループが作ったパンフレットです。その9番目に避難指示解除については放射性物質が放出が止まりって書いてあるんですよ。これも虚偽文章ですか。それともあなた方が嘘ついてるんですか。原子力防災の手引き、文部科学省の。これもちゃんと明確に書いてありましたよ。合同対策協議会開く事も。開いてないじゃないですかなんも。やる事もやらない。なんでさらにまた町民をいじめるんですか。私はあなた方が憎らしくてしょうがない。本当に優越的地位を悪用して、全く純真な町民を騙して、ここにちゃんと合同対策協議会のテーマが書いてあるじゃないですか。総理大臣官邸はアウトサイダーなんですよ。双葉町はインサイドなんですよ。ポジションが。そのインサイドのポジションの双葉町が外されて、なにが今まで決めた事になるんですかそんなこと。そんなことは決まったらなんて言ったら日本憲法もないし、もうまるでプーチンですよ。独裁者、あなた方。よくもまあ地域の住民の皆さんと意見を密にしてとかなんとかってかっこいいこと言うけども。何どこまで嘘つくつもりでいるんですか。騙さないでくださいよ。放射能出てんだからまだ。まだまだ避難ですよ。どうぞお答えください。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

私でよろしいでしょうか。午前中に引き続きまして、お怒りの声、数々の事故当時のいろいろな出来事についてのお怒りの声、納得いかない点多々あるというお話だというふうに受け止めております。これだけ11年経つ中でそういう思いを、怒りがあるということ、こ

の状態になっていることに関しては、我々お詫びするしかございません。申し訳ございません。多くのご指摘を頂きました。その点につきましてはいろいろな各面でいろいろな指摘をされていると思います。町の方でもご質問に関しては HP にも出されているものがあるかと思えます。今日いただいたご指摘については我々の方でもしっかり回答できるように整理をしたいと思えます。そのうえで、嘘つきというふうなお話も言われました。これはなんの役にも立ちませんが我々としては嘘をついて双葉町住民の方々のご苦勞をさらに増そうというつもりは全くございません。これだけご苦勞をかけている中で、何とか復興に向かって1歩でも2歩でも、多分10点、10点も貰えるか、5点かもしれませんけれども、前に進むような対策を何とか講じていきたいと思っております。先程の避難されている住民の方についての医療費、高齢の話を含めてだと思えます。高速道路の無料化もそうだと思います。何ができるかということしっかり考えていながら対応していきたいと思っております。一つだけちょっとこれも要らぬこと言うなとお叱りを受けるかもしれませんが、私忘れられないことが一つございまして、これ隣の大熊町のもうお辞めになった副町長から頂いたものですが、手紙、コピーでしたけども全部ひらがなの手紙をいただきました。サンライズ大熊だと思いますけれども、おばあちゃんだと思います。でもほとんどひらがな書きで、拠点外の方であったというふうにお聞きしました。早くお家に帰りたいと、お家に帰っても何もすることがないけども家に帰って落ち着く、早く一日でも私を家に帰してくださいという手紙を去年、一昨年ぐらいですか、当時の大熊町の副町長から頂きました。それを読んで、どういうお返事を書けばいいのかと、しばらく胃が痛くなる状況であります。いろいろな場所でお怒りも受けていますし、そもそも帰るのになんで国に帰還意向を示さなくてはいけないのかと、このあらゆる場所でお叱りを受けていますけれども、お叱りを承知で申し上げれば、ご帰還されたい住民がいらっしゃる中でそれを実現するのは我々の責務ではないかと思っております。いろいろなご指摘も、先程頂きました多くの点について、我々が何を言ってもご納得されないこともあるかと思えますが、いろいろな住民の方が、ご苦勞されている方が沢山いらっしゃると思えますけれども、それぞれ戻りたいという声に応えるのが、我々がこれだけのことを起こした国の立場としてもしっかりやらなくてはいけないというふう考えているところであります。気持ちだけお伝えしようと思っております。

(町民：男性 郡山行政区)

それはね、その年寄りに対して本当の真実を伝えてないからそういう思いに至らせてるんですよ。だからそれを悪用しちゃだめですよ。そういうようになってるっていう事は、それも直さずあなた方が本当のことを伝えてないから。それを今あなたが自分の口で言っちゃったんですよ。本当のことを伝えてないから、この後ろにいる町民の人たちもおそらく初めて聞いた言葉、私から聞いたこといっぱいあるでしょう。それをあなた方も伝える機会が今まで町民の皆さんには無かったから、敢えてここで本当のことを何べんも喋ってる。そこ

でね、あなたにもこれ以上喋ってもらっても困るんだけど、汚染者負担原則ってありますよね。OECD が作った PPP 原則。あれ知ってますか、法律の中身。知ってますか、内閣府。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

はい、もちろん存じ上げてます。

(町民：男性 郡山行政区)

どういう内容ですか。語ってください。教えてください。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

汚染者負担の原則となります。汚染者が負担をする、その文字通りであります。

(町民：男性 郡山行政区)

法律の名前知ってますか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

法律の名前？

(町民：男性 郡山行政区)

日本でちゃんと法律になってるんですよ。言って。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

それはあれでしょうか、環境基本法のお話を仰ってるんでしょうか。

(町民：男性 郡山行政区)

なんの法。なんかの国会かなんかで。何号が何号で。でやったっていうかそれが法律の解釈じゃないんですか。内閣府知ってますか。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 田中参事官補佐)

ご質問が少し明らかでなかったので、すみませんが明確化させてください。環境基本法のことでしょうか。

(町民：男性 郡山行政区)

もちろんそれに抵触してますけどね。汚染者全員負担、汚染者っていう事は環境ですからね。だからその法律の中にありますけども。この法律で言えば汚染原因者は東京電力なんですよ。ね、だからここに来て喋るのはあなた方じゃなくて東京電力です。あなた方は余計な

関与をして、日本政府が余計な関与をして妨害してんですよ。東京電力を守ってるんですよ。JCOの事故の時にJCOは当時、お金、かなりのお金全額払ってなかったんですね。いわゆる、弁償。汚染者原因負担の弁償してなかった。ある程度税金、公金を使った。この公金を使った総額を後ほどJCOは弁済してるんです。全額、すべての費用。こういう実績があるんですよ。環境省いたっけか。環境省、除染費用は国が東電に請求することになってるよね。

(福島地方環境事務所 須賀環境再生課長)

除染費用につきましては、今解除が既にされている部分と今拠点にされている部分がございますけども、解除されている部分につきましては法律に従いまして東電の方に求償をさせていただくと。補填する際に国費を講じてということはありますので、そこは承知しております。

(町民：男性 郡山行政区)

その請求した中でどのくらい支払われてますか。

(福島地方環境事務所 須賀環境再生課長)

すみません、今手元に具体的な数字がないので今は…

(町民：男性 郡山行政区)

説明できないですよ。という事はそんなもんだ。環境省。ほとんど東電は払ってないはずだよ。汚染者負担原則っていうのは我々汚染された者が払わない、大原則。だから、この事故起こしたのは確かに東電ですよ。でも事故に至る経緯の中でB.5.b対策SBO対策を国がさせなかった東京電力に。これは国の大きな落ち度なんですよ。SBO対策やってれば長期間、長期間の電源供給が途絶えることなかった。SBO対策やってれば。やらせてれば。それは原子力安全委員会は知ってたわけですよ。B.5.b対策っていうのはこれはもうご存じでしょうけど、ついでに言いましょう。ニューヨークのマンハッタンのビルがテロで攻撃された後にアメリカのNRC原子力規制委員会が原子力施設にテロが入ったら大変だという事で、ものすごい施設の改善をしたんですよ。させたんですよ。その中に水素燃焼装置とか、あるいは格納容器の水、水源、外部から水をかけるとかいろんな安全対策をやった、やらせたんですよ。それを知ってたのは原子力安全保安院の福島章らが何人かで行ってアメリカにその話聞いてきてる。だからそれを聞いてきてるだけで実施させなかった責任が国にはあるわけです。落ち度が。この2つの政策やってれば、地震が来ようが津波が来ようが壊れなかった。だけどこれをやらせなかった国と、やらなかった東電のこれは重大な過誤であって責任。要するに我々に対するなんて言うか妨害行為ですから。我々は事故を受けるべき立場では決してなかった。それを断言して言いたい皆さんに、町民の皆さんに。私はあえて今

町長でないけども、当時のことを言えば原発事故を受け入れる立場ではなかった。あんなでたらめな賠償の中間指針を受け入れる立場じゃなかった。従って私が在任中、中間指針は受け入れてません。でたらめだ。だってあんなもの事故前にもうシナリオ決まっていたじゃないですか。10万円の精神的なあれは、半年過ぎたら5万円にするということ、ちゃんと事故前に作っていたじゃないですか国は。それしないで、それを私は大声をあげて阻止してその後の10万円が続いて皆さんに払われてるわけですよ。数え上げればきりが無い程調べました私。町長辞めてから本当に時間惜しんで調べました。もし今喋ったこと全部私が嘘だったら反論してください国が。ね。だからもう一度中野課長に言うけど、やるべき事やって避難指示解除するんならいいけど、やるべき事をやらないで避難指示解除なんて町は出来ないんだよ。町長いじめちゃダメだよ。町長可愛がるためにはあなた方が汗かかないと。全面に立って町長守りなさいよ。ね、これで避難指示解除したら伊澤町長は犯罪人になっちゃうんですよ。これだけが、今まで私が喋ったことが全部実施されてないことについて、解決しないまま避難指示解除させてしまった責任になる。そうすると債権者っていうのは町民になって、債務者っていうのは伊澤史朗になっちゃいますから。それはこの場でそうさせないように、伊澤町長を守って下さいよ、あなた方は。私は伊澤町長の敵ではないんですよ。昔からそう思っていました。とにかくこの町を守りたい、町民を守りたいそういう思いできましたし、今もそうですよ。今の話を聞いているとまるっきり空っぽ国の話は。こんなのを騙されちゃダメですよ。中野課長頼むよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

よろしいでしょうか。返す返すも申し訳ございません。心の中を私が推し量ることはできないですし、それは大変申し訳ございません。先程双葉町が、双葉町の住民の方々が事故を受ける立場ではなかったというふうに仰られました。その通りだと思います。ああいう事故は起こしてはならない事故でありました。それは本当にその通りだと思います。これだけ11年間避難をされているというご苦労は私なんか語ってはいけないと思います。ただですけども、先程も大熊の方のお話もしましたけれども、他の町でもありましたけれども、先程避難指示及び避難指示解除のプロセスがでたらめであるというところのお話もございましたが、そこに関してはここで私の方からとやかく言う事はございません。それはもうそういう思いでおられるのに私が反論するのは失礼だと思います。やってはいけないと思っています。ただそのうえでいろいろなお立場の住民の方がいらっしゃる中で、避難指示を解除し、ふるさとの双葉にお戻りになる、大熊もそうですけれども、そうことをどう実現していくか、これはこれでやらなくてははいけないと思っています。それをどういうふうにできるのかというあたりはしっかりと胸に刻んで対応していきたいと思っています。

■ (町民：男性 下羽鳥行政区)

午前中帰還困難区域について、除染について質問したんですけども、それで町長からなん

か答えてくれましたけども、今回この資料よく見ますと、この除染については帰還される方の自宅を除染するということですかね。農地は除染しないと。この我々、除染というのは町全部。除染しないと荒れた中、生活道路と自宅しか除染しないということですか。もう1つ希望、帰らないっていう宅地は除染しないってということですか。まず1つは、農地は除染するのかどうか、あともう1つは、希望しない人の自宅は除染しないのか、希望した人のところだけ除染するのか。または字単位で除染するのか、その辺簡単に回答をください。やるのかやらないのか。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

ご質問ありがとうございます。まず農地についてはですね、今回帰還のご意向がある方に対して、営農の意向確認をさせていただきます。営農の意向がある方で、且つですね、資料のご説明でも触れましたけれども、農地を農地として再開させる議論を、町、町執行部とも、しっかり議論をさせていただいたうえでやらせていただきたいと思っています。これはどうしてかという水路の維持などの負担が後年度、町の方にかかってくるということもありますので、町としっかり相談をしてここを再開させるとなれば除染をしっかりするという事にさせていただきたいと思います。2点目の帰らない人のところは除染しないのかというと、まず今回は帰る人のところを除染するのが今回の方針です。ですけれども、少し申し上げましたけれどもお隣さんが近接していたり、帰る人と帰る人の間に帰らない人がいたりする場合はですね、安全の観点もございますので、線量の方もしっかり管理しますけれども、ここはおそらく除染をさせていただくことになろうかと思えます。いろいろなケースがあると思っていますので、個別の事例でご相談をいただきながら取り組んでいく必要がありますが、生活環境範囲はしっかり除染をさせていただく予定でございます。そこはしっかりと。

(町民：男性 下羽鳥行政区)

じゃああの、今、双葉町、国道288号下りの山田、熊川に抜けるところの道も、実際藪になってるだよ、田んぼが。どこに家があるかわからないくらい藪になってる。それでも田んぼはやらないんですね。やらないならやらないでいいんです。やるのやらないの。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

再開させることになればしっかりやります。

(町民：男性 下羽鳥行政区)

やる？田んぼはやるんですね。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

はい。再開させるという、町と相談をして再開させることになれば必ずやります。

(町民：男性 下羽鳥行政区)

田んぼもやるんですね。水路も。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

その範囲も含めてしっかりご相談させていただいて、やります。

(町民：男性 下羽鳥行政区)

やらないの。やるっていう約束もらえればいいです。やるんですね。農地も。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

帰還の意向があって、営農の意向もあって、町も含めてやると決めた場合は、ちゃんとやります。

(町民：男性 下羽鳥行政区)

なんかよく分かんないんだけど。まあ希望する家はやる、そういったわけだ。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

はい。原則、住民の方が希望すれば…

(町民：男性 下羽鳥行政区)

だって家と家の間、帰らない人の家もやるってことは大字範囲で字単位で除染するっていうことなのね。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

大字単位という言い方ができるかどうかあれですけども、生活環境を含めて安全のための除染をしっかりと行う、そういうことでございます。

(町民：男性 下羽鳥行政区)

農地については。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

農地については先程申し上げたように意向が、帰還意向があって、営農再開の意向があって町の執行部もここはやるというふうに決まればですね。

(町民：男性 下羽鳥行政区)

やるんですね。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

はい。やります。

(町民：男性 下羽鳥行政区)

はい、分かりました。じゃあ、あのお願いします。なんかよく分かんなかったんで。

■ (町民：郡山／代読 内閣府原子力被災者生活支援チーム 早川参事官補佐)

本日この会場にお越しになれなかったという事で、郡山行政区の方より手紙でご質問を頂戴しております。本日の説明内容に関するものになりまして、皆様のご関心があることかと思しますので宜しければ今ご紹介させていただいて答えられるところはお答えいただければと思います。まず1つ目、避難指示解除方針についてお伺いしております。基本的には全ての帰還困難区域の解除を将来的には目指すということは分かるのですが、特定復興再生拠点区域外への改めての避難指示解除方針はないのですか。放射線量等に関わらず住民の意向のみを考えて解除方針を決めていくのですか。帰還困難区域住民への期待の持たせ過ぎではないですか、ということで頂戴しております。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

解除方針についてでございますけれども、今回、帰還意向を確認させていただいて、生活環境をしっかりと確認したうえで除染範囲を決めます。除染をしたうえで線量の措置をしっかりと行って、その後解除の手続きに入るということでございますので、解除エリアをどう設定するかというのは、これからの検討事項となりますけれども、若干の時間をかけながらですね、ここは方針を示していくということになるかと思えます。

(町民：郡山／代読 内閣府原子力被災者生活支援チーム 早川参事官補佐)

続きまして今日の資料について1個頂いております。今回の説明会は住民を対象として行われていますが、今後の進め方について住民への意向調査をするようですが、その後の進め方について住民の関わりが見えてきませんという事で頂いております。その中で、一つ目として7ページになるのですが、帰還意向のご回答を踏まえた大まかな除染範囲の案というお話と、ご意向はご相談の上、今年度中に、まずは行政区長とご相談することを予定しています、とありますが実際の相談以降そのあとの相談相手は町として行政区長としていますが、現在のように全国にバラバラに避難している状況では区長からの説明もなく住民には情報が入らない、その都度行政区単位での住民への説明を求めます。また町として

行政区長にどのような権限を持たせているのですか。職務は連絡調整努めると謳われていたと記憶します。区長だけではなくやはり住民第一に考えてほしい、帰りたいという人の中から行政区ごとに代表者2、3名設けてはどうか。区長が変わるたびに代表者が変わるのでは不連続になり、進めにくいと考えております。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

ご質問でございますが、先程のご質問とも絡みますけれども住民第一でしっかり考えたいと思っております。そのうえで全国に避難されているという皆様への対応をどうするかということは町ともよく相談させていただきながら、区長とも、どういう形でできるのかというのは、しっかり丁寧に進めて参る所存であります。そのうえで具体的な地図に落とし込んだ形で、どういう範囲になるかというのも、相談できる場を検討できるかと思っております。

(町民：郡山／代読 内閣府原子力被災者生活支援チーム 早川参事官補佐)

それでは8ページの個人情報の行政区内への共有というところなんです、この点について個人情報保護に関わらないですか。戻らないと答えられる内容はありませんがというご質問を頂戴しております。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

そのようにならないように、ご了解をちゃんといただいたうえでやらせていただくつもりでございます。どうしても共有をやめてくださいと、仮に要望される方がいれば、その場合はしないということで進めさせていただきます。

(町民：郡山／代読 内閣府原子力被災者生活支援チーム 早川参事官補佐)

あと3点、行政区として問い合わせがきたので代わってご紹介させていただきます。地元自治体という表現は分かりにくい、町、住民両方が対象なのか、町だけが対象なのか表現を分かりやすくしてほしい。続いて2点目が11ページの次回の住民説明会についてこちら住民には全て決まってから説明する意味にとれる。今回の資料は進め方の指標のみを述べているように感じます。基本的なことは決まっているのでしょうか、放射線量等々ともってみたいという事でご意見頂戴しております。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官)

地元自治体という言い方は確かにわかりにくかったと思いますので、今後どういう表現がいいかについて考えていきたいと思っております。基本的には町執行部というふうに考えていますけれども、この辺は町にもお話させていただきたいと思っております。あと既に決まってからというようにご不安をお持ちだと思うので、住民説明会などを開催させていただくように、調整させていただければというふうに思います。

(町民：郡山／代読 内閣府原子力被災者生活支援チーム 早川参事官補佐)

次で最後の頂いているご質問になります。中間貯蔵施設エリア内は対象になりますかとい
ただいております。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

結論から申しますと、今回の方針では対象外とさせていただきます。中間貯蔵施設におかれま
しては双葉町民の皆様の苦渋の選択で、福島県の復興に向けた取組をさせていただいているこ
とについて、深くお礼と感謝を申し上げます。そのうえで今回の取組につきましては対象外
ですが、中間貯蔵施設につきましては、また別の枠組みで、改めてどのようにしていくのか
というのは政府全体として、しっかりと環境省ともに検討していきたいと考えております。

(町民：男性 郡山行政区)

いつ頃までですか。いつ頃までそれ。区域外にしたことについて、取り組んでいって今
言ったんだけど、それはいつまでやろうとしてんの。おれはそこの区域の中にあるんだけど、
それは今は、今度は、今の話の区域外って言ったけど、永久に区域外にされてしまうのか、
それともどうされるのか、そのどうするかっていうのはいつまで、いつになったら始めるの。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

ありがとうございます。中間貯蔵施設につきましては法律で2045年という期限が設けら
れております。その中で今現在、特定復興再生拠点の除染範囲を進めているところではござ
いますけども、そういった工事の進捗状況を見ながら、2045年という期限に向けてどのよ
うな進め方をしていくのかというのはこれからの議論になると思います。ただその期限は
決まっていますので、しっかりと進めていくということだというふうに理解いただければ
と思います。

(町民：男性 郡山行政区)

だからいつ頃なるのって。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

この瞬間具体的にいつまでということはありませんけれども、期限は決まっております
のでそれに向けてしっかりと進めていくということになります。

9 閉会